

第12章 計画目標等における実績把握・分析評価等

県では、今後、この計画に基づき、障害福祉サービスの充実を図っていきます。また、この計画については、市町村も含め、様々な関係者に周知等を図っていきます。

計画は、関係者が目標等を共有し、その達成に向けて連携するとともに、進捗状況を確認しながら、工夫・改善を積み重ね、着実に取組を進めていくことが必要です。

このため、成果目標及び活動指標については、少なくとも1年に1回その実績を把握し、障害者施策や関係施策の動向も踏まえながら、障害福祉計画の中間評価として分析・評価を行い、必要があると認めるときは、障害福祉計画の変更や事業の見直し等の措置を講ずるものとします。中間評価の際には、岡山県障害者施策推進審議会等において意見を聴くとともに、その結果について公表を行っていきます。

また、計画の実施に当たっては、市町村、事業者、関係機関、関係団体等との連携を一層強化し、ネットワークの充実を図ります。

